

番号：141021

国名：スリランカ

担当部署：スリランカ事務所

案件名：紛争影響地域におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクト（研修実施監理・能力強化）

1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：研修実施監理・能力強化
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月中旬から2015年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.35M/M、現地2.17M/M、合計2.52M/M
- (3) 業務日数：

準備	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理
3	30	1	35	3

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年12月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針

- ①業務実施の基本方針

16点

- ②業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 14点
- ③語学力 16点
- ④その他 学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	組織能力強化および地方行政にかかる各種業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

6 業務の背景

2009年5月、スリランカにおいて、30年近く継続した武力紛争が終結した。紛争で最も影響を受けた東部州、及び北部州のうち、2007年に武力紛争が終結した東部州では基幹インフラの復旧がある程度進み、開発期に移行する一方で、紛争末期に激戦が行われた北部州は一時28万人に及ぶ国内避難民（Internally Displaced Persons、以下IDPs）を生み出すなど、東部州以上に甚大な被害を蒙ったことから復旧が遅れている。その後、2012年後半に、公式には北部及び東部における全てのIDPsが帰還し、2013年前半には緊急支援の多くが完了した。これに伴い、北部州においても基幹インフラの復興が進められており、帰還民による生計活動が再開されつつある。しかしながら、同地域には安定的に生計活動を営む基盤が未だに不足していることや、土地なし農民や寡婦世帯などの社会的脆弱層と土地所有世帯等との間で経済格差が拡大しつつあるなど、紛争中そして終結直後の状況と異なる新たな課題が発生している。更に、紛争時は行政サービスが行き届いていない地域が多く存在し、住民も避難生活を繰り返す中で組織化がなされていなかったことから、行政と住民との信頼関係が構築されていないといった紛争影響地特有の課題を抱えている。このため、住民と直接接する機会の多い地方行政官による住民の状況把握力、及び住民に接する能力の強化が課題となっている。

本案件は、要請がなされた当時、まだ紛争中にあった両州において実施中であった各種コミュニティ開発案件（「北東部津波及び紛争被災地域コミュニティアップリフトメント（T-CUP）」、「コミュニティアプローチによるマナー県復旧・復興計画（MANRECAP）」、「農村復興開発計画（PEACE）」、「トリンコマリ州住民参加型農業農村復興開発計画（TRINCAP）」等）などで培った成果をもとに、両州を所管する地方行政官の実践力強化を

通じた住民によるコミュニティ開発を推進するため、2007 年度に技プロの要請として上げられ、翌 2008 年度に採択されたものである。その後、紛争終結後の緊急支援を行いつつ、スリランカ政府と本案件のコンセプト及び実施手法に係る協議を進めた結果、2011 年 2 月に討議議事録(Record of Discussion、以下 R/D)が締結された。

同 R/D の締結を受け、JICA は同年 7 月にローカルコンサルタントによる両州の研修ニーズ調査を実施、同年 10 月に「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の長期専門家を派遣した。2011 年 12 月の第 1 回合同調整会議 (Joint Coordination Committee、以下 JCC) において北東部の復興の進捗状況等を勘案した案件の枠組み見直しをスリランカ側から要望されたため、プロジェクト目標は変更せず、各州の研修実施機関の機能強化に焦点をあてた案件内容に軌道修正し、紛争影響地域を一部抱える北中部州を加えることで合意した。2013 年 3 月の修正 R/D の締結をもって案件実施基盤が整い、紛争影響地域におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクトとして 2013 年 3 月から 2016 年 3 月までの 3 ヶ年の予定で活動を展開中である。本プロジェクトでは全 3 コース 5 モジュール (10 分野) ^(注) の研修教材の開発・翻訳作業 (シンハラ語・タミル語) が完了し、これを用いて 2015 年 1 月から 3 月にかけて指導者研修 (Training of Trainers、以下 ToT) を含むパイロットフェーズを各州において実施する。同フェーズにおける教訓や反省点を生かし、5 月以降各州で地方行政官向け研修を本格的に実施する計画である。

本業務従事者は、現在派遣中の「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の長期専門家と協力し、カウンターパート (C/P) 機関である経済開発省、スリランカ開発行政研究所 (Sri Lanka Institute for Development Administration、以下 SLIDA)、北部州政府、東部州政府、北中部政府、並びにこれら 3 州の行政官研修機関 (Management Development Training Units、以下 MDTUs) 等と協議の上、各州での ToT 及び研修実施体制の構築支援、研修講師育成体制の見直し、研修教材の活用方法を含めた研修内容の見直しを行うことで、5 月から始まる地方行政官に対する能力強化研修が効果的・効率的に実施されるよう指導する。その際には、留意すべき事項に挙げた点に十分に配慮した分析・検討がなされることが求められる。また、参考資料に挙げる活動計画 (2014 年 11 月時点) を参照のこと。

注：

コース名	モジュール (研修単元)	扱われる分野
Communication and Community Empowerment	1) Communication Skills & Conflict Management	①Communication Skills
	2) Community Empowerment, Leadership & Team Building	②Community Empowerment and Social Mobilization ③Conflict Management ④Team Building and Leadership
Good Governance and Project Management	1) Good Governance & Productivity	⑤Good Governance ⑥Project Planning and Management
	2) Community Level Planning & Project	⑦Regional Planning ⑧Productivity and Quality

	Management	Improvement
Entrepreneurship and Livelihood Development	同左	⑨Introducing Basics of Grass Root Level Livelihood ⑩Entrepreneurship Training

7 業務の内容

本業務従事者は、JICAスリランカ事務所及び現在派遣中の個別専門家（プロジェクト運営管理／研修企画）と協議のうえ、以下の業務を行う。

（1）第一次国内準備期間（2015年1月中旬）

- ①既存資料をレビューし、案件の背景、これまでの成果、現時点における研修実施体制を確認する。
- ②ワークプラン（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、業務計画の説明を行う。なお、ワークプラン作成に際しては、計画中のToTを含むパイロットフェーズの実施スケジュールとの整合性を図ることに留意する。

（2）第一次現地派遣期間（2015年1月下旬～2月下旬）

- ① JICAスリランカ事務所、プロジェクト専門家、及びC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の内容を説明のうえ、実施上の留意点を確認する。
- ② 派遣期間に行われるパイロットフェーズを通して（同期間内に3コース・5モジュールを網羅する）、北部州、東部州及び北中部州の各研修実施機関（MDTUs）によるToT及び研修の企画・立案・運営の状況のモニタリングや、C/P機関関係者およびプロジェクトチームへのヒアリングを行い、各州が置かれた固有の事情に配慮した体制構築及び能力強化のため助言と指導を行う。
- ③ 講師の講義パフォーマンスを評価し、指導者育成方法（候補者選定方法、人選クライテリア、候補者の研修ニーズ再検討、ToTの具体的内容や育成スケジュール）に係る改善策を協議し、2015年3月に予定されるToTが効果的・効率的に実施できるようMDTUsに対し助言・支援を行う。
- ④ 研修効果のモニタリングに関し、各種手法（理解度テスト・研修評価結果アンケート、郡レベルの行政官評価の活用等）について関係者の合意を取り付けた上で、現地の事情を十分考慮した試案を提案する。
- ⑤ 研修効果のモニタリングの結果と関係者への聞き取りを通じて、研修内容（特に教材内容やその活用方法）の見直しを行い、SLIDA所長、各州研修実施機関所長及びJICA関係者から構成されるワーキンググループ（研修内容や運営などについて実務者レベルで協議するグループ：WG）を通じ、専門的知見を用いた改善策の助言や実行の支援・技術指導をMDTUsに対し行う。研修内容の見直しにあたっては、プロジェクトで作成した5つのモジュール教材の内容を精査した上で、ケーススタディ及びスタディツアー（現地訪問研修）の効果的な活用方法についても助言・実施支援を

行う。

- ⑥ 活動結果と第二次派遣期間での活動予定をJICA事務所に報告する。

(3) 国内作業機関 (3月初旬)

- ① 上記(2)②③の実施状況を確認し、第二次派遣期間における作業計画を作成する。
- ② JICA社会基盤・平和構築部に第一次派遣期間における業務実施状況の報告をするとともに、第二次派遣期間における作業計画についての説明を行う。

(4) 第二次現地派遣期間 (2015年3月中旬～4月上旬)

- ① 引き続き派遣期間中に行われているパイロットフェーズにおける各州のMDTUsによるToT及び研修の企画・立案・運営の状況のモニタリングや、C/P機関関係者およびプロジェクトチームへのヒアリングを行い、各州固有の背景に配慮しつつMDTUsの機能強化に係る課題を抽出・分析し、提言案をまとめる。
- ② 指導者育成方法及び育成計画、研修効果モニタリング及び研修内容に関して、WGで提示した改善策の反映状況を確認するとともに、必要に応じて更なる助言・指導を行う。
- ③ 4月に予定されているパイロットフェーズレビュー会合において、5月以降本格的に開始する地方行政官研修に向けた改善策について関係者と協議を行い、ToT及び研修実施体制能力強化のための提言を行い、合意を得る。同時に、研修効果モニタリングの手法、研修内容に関しても改善策に関して協議し合意を得る。
- ④ 5月以降の各州研修実施計画について、上記レビュー会合の結果を反映させた計画作成能力及び実施体制強化のための助言・指導を行う。
- ⑤ ③及び④の内容について、プロジェクトのJCC等の場で関係者に説明し、合意の取り付けを支援する。
- ⑥ JICA事務所に対し活動結果、今後の課題等に関し報告する。

(7) 帰国後整理期間 (2015年4月中旬)

- ① JICA社会基盤・平和構築部に対し活動成果、今後の課題等に関し報告を行う。

8 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン (英文10部：監督職員、社会基盤・平和構築部、南アジア部、プロジェクトチーム、C/P機関 (計6部))

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内

容（案）などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書（英文10部：監督職員、社会基盤・平和構築部、南アジア部、プロジェクトチーム、C/P機関（計6部））

記載事項は以下の通り。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、社会基盤・平和構築部、南アジア部）

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出することとする。

9 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
- (2) 戦争特約保険料
特になし。
- (3) 一般管理費等の上限加算
特になし。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月下旬～4月中旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・プロジェクト運営管理／研修企画（長期派遣専門家）

プロジェクトの実施体制について、スリランカ政府側の全体調整は（JCCの議長として）スリランカ経済開発省が行うものの、これまで研修企画・教材開発活動の実質的な取りまとめは行政・内務省管轄のSLIDAが担うこととなっています。

③プロジェクトは、SLIDA内に執務スペースを有するとともに、3州にプロジェクトが雇用するスタッフ(内部)を配置し、MDTUsの支援にあわせています。

なお、北部州に関しては、人材配置の不足から配慮が求められるため、プロジェクトチームと十分協議し、役割分担等を検討してください。

④便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし(プロジェクトチームのよる情報提供あり)

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

聴き取り調査遂行の際は、必要に応じ、手配します(タミル語=英語等)。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

業務開始時のSLIDA事務所内プロジェクト・オフィスにおける執務スペース提供(ネット環境完備)北部州、東部州、及び北中部州の各州の研修機関内にて執務スペースを提供。

(2) 本業務遂行に際し留意すべき事項

スリランカの政治的・民族的事情と長きにわたる紛争を背景に成立した州行政組織と中央の出先機関が並存するスリランカの行政機構、本プロジェクトの研修対象者が州政府、行政・内務省、経済開発省とにそれぞれ所属している現場行政官であり、その任務も各々異なること、当初の実施機関であった公共サービス研修所(Public Service Training Institute: 行政・内務省管轄)が独立採算組織であるSLIDAに統合されたこと等、本プロジェクトが置かれている複雑かつ機微な状況についての理解と配慮が必要になります。また、対象とする3州においては、政治的・社会的・文化的背景からそれぞれ置かれている立場や制度が異なるため、人材育成研修に関する豊富な知見に加え、上記背景に係る深い洞察を以て柔軟かつ実行可能な提案をしていただくことが求められています。この点については次項に挙げるプロジェクトヒストリー、各専門家報告書を参照してください。

(3) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

(TEL:03-5226-6953) にて配布します。

- ・プロジェクトヒストリー
- ・最新活動計画書（2014年11月時点）
- ・最新の行政官配置状況、修正R/D
- ・運営指導調査報告書（2012年11月、2013年10月、2014年6月、2014年9月）
- ・専門家活動報告書（プロジェクト運営管理／研修企画）
- ・短期専門家業務完了報告書（研修計画・教材作成体制強化、教材作成支援・脆弱層支援、教材作成支援・コミュニティ開発、研修実施体制強化）

②その他、本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://gwweb.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ＞プロジェクト情報＞スキーム別&国別一覧＞プロジェクト基本情報）

（４）その他

①業務実施契約(単独型)については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②2015年1月8日に大統領選挙の投票が行われることが予定されています。現時点で特別な安全措置は想定しておりませんが、スリランカ国内での作業においては、JICA スリランカ事務所と密に連絡をとった上で十分に安全面について配慮することが求められます。

以上